

2025年6月26日

神奈川県警察本部長 殿
神奈川県港南警察署長 殿

神奈川県弁護士会
会長 畑中 隆爾

勧告書

当会は、申立人 A 氏の相手方港南警察署に対する人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会において調査の結果、救済措置を講ずる必要があるとの結論に達しましたので、当会常議員会の議を経た上、貴殿らに対し、下記のとおり勧告いたします。

勧告の趣旨

港南警察署において、職員らが、申立人に対し、ベルト手錠及び捕縄によってその身体を拘束した状態で、約2時間半の間、保護室に収容したことは、申立人の身体を不当に拘束したものであり、申立人の人権を侵害したものである。したがって、今後は、このようなことのないよう勧告するのが相当である。

勧告の理由

別紙調査報告書のとおり。

以上

2025年4月22日

調査報告書

神奈川県弁護士会

会長 畑中 隆爾 殿

神奈川県弁護士会人権擁護委員会

委員長 高木 小太郎

申立人 A 氏の相手方港南警察署に対する人権救済申立事件（2021年（救）第5号事件）につき、調査を行ったので、以下の通り報告します。

第1 結論

港南警察署において、職員らが、申立人に対し、ベルト手錠及び捕縄によってその身体を拘束した状態で、約2時間半の間、保護室に収容したことは、申立人の身体を不当に拘束したものであり、申立人の人権を侵害したものである。したがって、今後は、このようなことのないよう勧告するのが相当である。

第2 理由

1 申立ての趣旨

2021年2月8日、港南警察署の留置場内で、午前8時30分の朝点検の際に、港南警察署勤務の司法警察員より靴下を脱ぐように指示された。申立人は、当該指示に従ったにもかかわらず数名の職員に身体を制圧され、ロープで両足を固定され、拘束具で腕を拘束された状態で保護室に入れられた。これは、港南警察署が行った不当な身体拘束であり、身体自由の侵害である。

2 事件委員会が認定した事実

当事件委員会は、申立人からの事情聴取及び相手方や神奈川県警本部長（以下「県警本部長」という）に対する書面照会等により、以下の事実を認定した。なお、相手方に対する書面照会に対しては、県警本部長から回答がなされており、以下で相手方に対する書面照会あるいは相手方からの回答というのは、県警本部長に対する書面照会及び県警本部長からの回答を含む。

- (1) 申立人は、2021年2月8日、港南警察署の留置場に在所していた。
- (2) 同日朝の点呼の際、港南警察署の留置担当官が、申立人に対して靴下を脱ぐよう

指示し、申立人は靴下を脱いだ。

その後の事実関係については争いがあり、申立人によれば、突然押さえつけられ、身体拘束されたので、「ぶっ殺すぞ」と発言したとのことである。これに対し、相手方は、靴下を脱いだ申立人が突然「ぶっ殺すぞ」と暴言を吐き、その後、留置担当官を足蹴にしたので、申立人を身体拘束したと主張する。「ぶっ殺すぞ」という発言が、身体拘束の後なのか、前なのかは、いずれとも認定できないが、かかる発言があったこと自体は相手方も認めており、これを事実と認めることができる。

なお、相手方は、申立人が留置担当官を足蹴にしたと主張するが、申立人はそのような事実はなかったとしており、この点については、いずれとも認定できなかった。

- (3) 相手方が申立人を身体拘束した方法は、申立人の両手足を捕縄及びベルト手錠で拘束するという方法であり、申立人の両手は、ベルト手錠により、腰ベルトの腹側に固定された。
- (4) 相手方は、同日午前8時43分に申立人の両手足を捕縄及びベルト手錠で拘束した後、同日午前8時45分に保護室に収容した。

相手方によれば、申立人が留置担当官の再三の指示に従わず、大声で暴言を吐いたり、留置担当官を足蹴りにしたため、他人に危害を加えるおそれを認め、法の要件に従って申立人の両手足を拘束し、保護室に収容したとのことである（2021年10月28日付県警本部長回答）。捕縄及びベルト手錠で拘束した時間は、同日午前8時43分から午前11時10分までの2時間27分間であり（2022年3月7日付県警本部長回答）、保護室への収容時間は、同日午前8時45分から午後8時08分までであった（2025年3月12日付県警本部長回答）。保護室収容後も捕縄及びベルト手錠の使用が継続され、その拘束時間は2時間25分間であった。

- (5) 身体拘束から約1時間後、申立人はトイレに行きたくなった。両足はスウェットの上からロープで縛られていたが、動かしていたら緩んだため、申立人は、トイレ（和式）まで這って行き、座りながら用を足した。排泄から10～15分後、拘束が緩んだ状態であったことを、職員に発見され、再度拘束された。
- (6) 申立人から職員に対しては、身体拘束中に排泄の要望はなかった。
- (7) 保護室にはトイレが設置されているが、捕縄及びベルト手錠使用時に食事の提供及び排泄の対応は行っていない（2022年3月7日付県警本部長回答）。
- (8) 相手方は、申立人が反則行為を行ったという理由で、申立人に対して、2021年2月17日から3日間、自弁の嗜好品の摂取の禁止及び自弁の書籍等の閲覧の禁

止の措置を課した。

- (9) 申立人によれば、身体拘束により、腕などに疼痛・しびれが残ったので、相手方にその旨申し出たところ、相手方は、拘置所に移送する同年3月1日までの間に医師の診察を受けさせた。

3 当事件委員会の判断

(1) 法律等の規定

ア 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「処遇法」という）213条1項によれば、捕縄又は手錠が使用可能となるには、被留置者が、「一 逃走すること」、「二 自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること」、「三 留置施設の設備、器具その他の物を損壊すること」のいずれかの行為をするおそれがあることが必要である。

また、処遇法214条1項によれば、保護室への収容が可能となるには、「一 自身を傷つけるおそれがあるとき」又は「二 次のイからハまでのいずれかに該当する場合において、留置施設の規律及び秩序を維持するため特に必要があるとき『イ 留置担当官の制止に従わず、大声又は騒音を発するとき』『ロ 他人に危害を加えるおそれがあるとき』『ハ 留置施設の設備、器具その他の物を損壊し、又は汚損するおそれがあるとき』」のいずれかに該当することが必要となる。その上で、保護室への収容期間については、72時間以内とし、特に継続の必要がある場合に限って、留置業務管理者は48時間ごとにこれを更新できるとされている（処遇法214条2項、79条3項）。

イ 刑事施設及び被収容者等の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号）

同規則第37条2項は、「被収容者に捕縄を使用する場合には、血液の循環を著しく妨げることとならないよう留意しなければならない」と定めている。

ウ 刑務官の職務執行に関する訓令（平成18年矯正訓第3258号）

本件は留置施設における警察官による対応が問題になっている事案であるが、刑事施設における刑務官については、「刑務官の職務執行に関する訓令」（平成18年矯正訓第3258号。以下、単に「訓令」という。）が、刑務官の職務の執行を適正に行うために必要な事項を定めている。

具体的には、①捕縄、手錠を使用中（護送時を除く。）の被収容者については、巡回等の方法により、綿密かつ頻繁に視察し、その動静を的確に把握するとともに、心情の安定を図るための働き掛けを試みる（訓令第27条3号）、②捕縄又は手錠を使用中（護送時を除く。）の者の食事、用便等に当たっては、

原則として捕縄及び手錠を一時外すこと（訓令第28条4号、29条4号、30条3項4号）、③保護室収容中は、原則として第一種の手錠を使用しないこと（訓令第29条5号）、④第二種の手錠についても、被収容者等を保護室に収容しようとする場合において、その被収容者等が自傷他害行為をするおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと明らかに認められるときに限定されること（訓令第30条1項1号）などが定められている。

(2) 留置施設で身体を拘束することについての当事件委員会の考え方

そもそも、保護室への収容は、その構造上、被収容者の生活環境を劣化させ、被収容者に強度の拘束感、圧迫感を感じさせ、その心身に重大な影響を与えるおそれがあることから、その要件、期間等について明確に規定する必要があるとして、上記(1)のような規定が置かれたものである。

また、捕縄又は手錠の使用は、被収容者の身体を直接拘束する器具の使用である。留置施設の規律及び秩序等を維持するために、それを使用し、被収容者の行為を継続的に抑制する必要がある場合はあるとしても、このような拘束具の使用は、直接かつ継続的に身体を拘束することから、自由の侵害性が高く、また、被収容者の血液の循環を阻害したり、身体を傷つけたりする可能性もあるものである。

さらに、保護室への収容があれば、原則として自傷他害行為のおそれはなくなるのであって、保護室への収容と合わせて、捕縄又は手錠の使用が認められるには、被収容者が、自傷他害行為をする具体的なおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと明らかに認められる必要があり、また、そのおそれがなくなった時点では捕縄等の利用は直ちに終了されなくてはならない。

そして、自傷他害行為をする具体的なおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと明らかに認められる状況が継続しているか否かについては、継続的に被収容者の状況を確認する必要があるとともに、食事や用便の必要がある場合には一時的に捕縄等を外すことが必要である。

(3) 以上を前提に本件における相手方の行為が適切であったかを以下検討する。

本件においては、相手方は、申立人を保護室に収容しつつ、2時間30分程度の間（途中一度足の捕縄は外れているが再度拘束している）、申立人の両手足をベルト手錠および捕縄で拘束している。

これについて、相手方は、申立人が大声で突然「ぶっ殺すぞ」と暴言を吐き、その後留置担当官を足蹴にしたため、他人に危害を加えるおそれを認め、申立人を身体拘束したと主張し、その後保護室に収容したのは、申立人が留置担当官の制止に従わず、大声を発し続けたためだと主張する。

仮に、身体拘束に先立って、申立人が「ぶっ殺すぞ」と発言し、留置担当官を足蹴にしたのであれば、形式的には他者に危害を加えるおそれ（処遇法213条1項2号）は、認められるように思われるし、大声を出し続けたという行為も、保護室に収容する要件（処遇法214条1項2号）にあたるようにも思われる。しかしながら、足蹴にしたといっても具体的にどのような行為が行われたのかが不明であり、また、保護室収容の理由とされている、大声を出し続けたという点も、具体的な事情が不明である。

この点、さらに詳しい事情を確認する必要があり、当事件委員会が、相手方に対し、質問を重ねたが、十分な回答を得られなかった。具体的には以下のとおりである（いずれも2025年3月12日付県警本部長による回答である。）。すなわち、「保護室に収容した理由について、法の根拠とその具体的な事情を教えてください」と質問したことに対しては、「留置担当官の制止に従わず大声を発し続けたため、法の要件に従って収容しました。」との回答であった。また、

「（相手方が保護室に収容していたと認める2021年2月8日午前8時45分から午後8時08分までの間）ずっと保護室に収容しなければならなかった理由について、具体的な事情を教えてください。」との照会に対しては、「法の要件に該当する状態が継続したためです。」とのみ回答があり、さらに、「保護室に収容後も両手足の拘束を続けなければならなかった理由について、具体的な事情を教えてください。」と質問したことに対しても、「法の要件に該当する状態が継続したためです。」という回答があったのみである。

要するに、相手方は、「他人に危害を加えるおそれ」とか「留置担当者の制止に従わず、大声を発し続けた」という説明をしたのみで、それ以外は「法の要件に該当する状態が継続していたためです。」と答えるばかりで、一切具体的な回答を行っていない。

また、相手方は、「捕縄及びベルト手錠の使用中は、食事の提供及び排泄の対応は行いません」と回答しており（2022年3月7日付県警本部長回答）、また、申立人も、保護室に収容後に排泄等の際の指示については聞かされていないと説明している。これらを踏まえると、港南警察署においては、両手足が拘束されている場合の排泄について想定されていなかったものと言わざるを得ない。本

件においては、たまたま、捕縄が緩んだことで申立人は設置されたトイレで排泄ができていることから、結果として排泄物を漏らすようなことはなかったが、排泄についての対応が想定されていなければ、漏らしてしまうことも十分考えられたところである。そしてこのような事態は、申立人の羞恥心や自尊心を著しく傷つけるものと言わざるをえない。

すでに述べたとおり、保護室に収容しつつ、手錠又は捕縄をすることができるためには、自傷他害行為のおそれがあり、かつ、保護室への収容のみによっては当該行為をすることを抑止できないと明らかに認められる状況が継続していることが必要である。しかし、相手方による以上のような回答をもって、本件において保護室収容後も手錠等による身体拘束を継続すべき事情があったと認めることはできない。

また、相手方においては、継続的に、被収容者の状態を確認していたか否かすら判然とせず、また、用便のために一時的に捕縄等を外す配慮もなされていなかった。

したがって、少なくとも、このような状況下で、保護室収容後もベルト手錠や捕縄で申立人の身体を拘束し続けたことについては、適切な身体拘束ではなく、過度に身体を自由を制限するものであって、申立人の人権を侵害したものである。

- (4) 以上のことから、港南警察署において、職員らは、申立人に対し、保護室に収容した上で、ベルト手錠及び捕縄によって、約2時間半の間、申立人の身体を不当に拘束したものであり、申立人の人権を侵害したものである。したがって、今後は、このようなことのないよう勧告するのが相当である。

以上